

平成 28 年 2 月 8 日

大和証券投資信託委託株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第 352 号
加入協会 一般社団法人投資信託協会
一般社団法人日本投資顧問業協会

ダイワ日本国債15-20年ラダー型ファンド -SLトレード-

ダイワ日本国債15-20年ラダー型ファンド・ マネーポートフォリオ -SLトレード-



当社は、平成 28 年 2 月 23 日に「ダイワ日本国債 15-20 年ラダー型ファンド -SL トレーダー」および「ダイワ日本国債 15-20 年ラダー型ファンド・マネーポートフォリオ -SL トレーダー」の設定と運用開始を予定しておりますので、お知らせいたします。概要は下記のとおりです。なお、下記内容は変更される場合があります。

記

1. ファンドの目的

ラダー型 ファンド

わが国の国債に投資しラダー型運用を行なうことで、安定した収益の確保と信託財産の着実な成長をめざします。

マネーポート フォリオ

円建ての債券に投資し、安定した収益の確保をめざします。

大和投資信託

Daiwa Asset Management

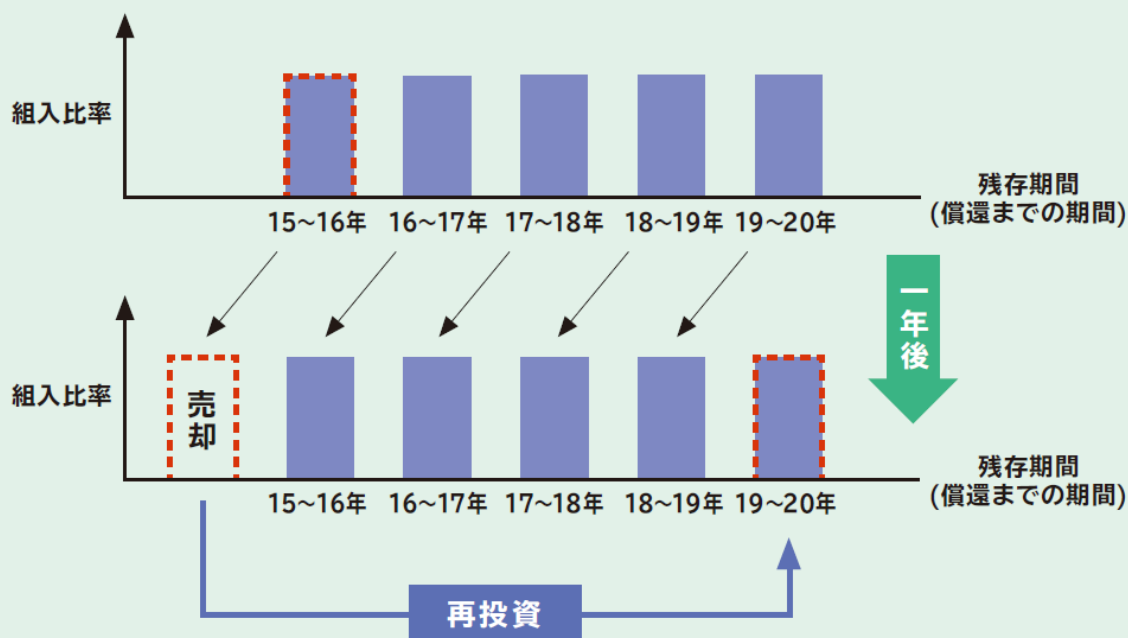
2. ファンドの特色

ラダー型ファンド

1 日本国債に投資します。

■残存期間が15年程度から20年程度までの日本国債に投資し、残存期間ごとの国債の投資金額がほぼ同程度となるラダー型運用をめざします。

当ファンドのラダー型運用のイメージ（例）



上図は当ファンドにおけるラダー型運用の一例であり、実際には上図のとおりにならない場合があります。

■運用の効率化を図るため、債券先物取引等を利用することがあります。このため、国債の組入総額ならびに債券先物取引等の買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。

・国債の組入比率は、通常の状態でも高位に維持することを基本とします。

当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想される
とき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、<ラダー型ファンド>の
ファンドの特色1.の運用が行なわれないことがあります。

2 毎年2、5、8、11月の各10日(休業日の場合翌営業日)に決算を行ない、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。

・第1計算期間は、平成28年5月10日(休業日の場合翌営業日)までとします。

【分配方針】

- 1 分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等とします。
- 2 原則として、継続的な分配を行なうことを目標に分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行なわないことがあります。

収益分配のイメージ



- 上記はイメージ図であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。
- 分配金額は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。
- ファンドの基準価額は変動します。投資元本、利回りが保証されているものではありません。

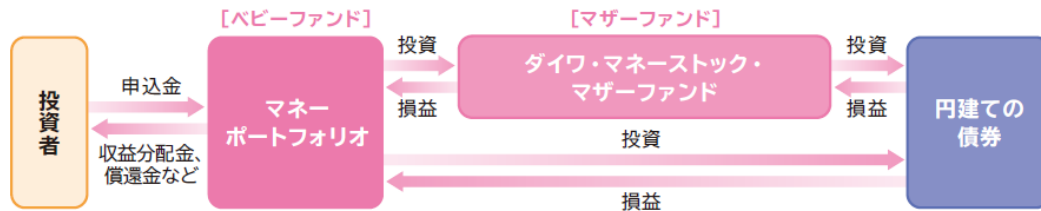
マネーポートフォリオ

1 円建ての債券を中心に投資します。

- 投資にあたっては、残存期間が1年未満、取得時においてA-2格相当以上の債券およびコマーシャル・ペーパーに投資することを基本とします。

ファンドの仕組み

- <マネーポートフォリオ>は、ファミリーファンド方式で運用を行いません。ファミリーファンド方式とは、投資者のみなさまからお預かりした資金をまとめてベビーファンド（マネーポートフォリオ）とし、その資金を主としてマザーファンドの受益証券に投資して、実質的な運用をマザーファンドで行なう仕組みです。なお、ベビーファンドから円建ての債券への直接投資を行なうことができるものとします。



当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想される
とき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、<マネーポートフォリオ>
のファンドの特色1.の運用が行なわれないことがあります。

2 毎年2、5、8、11月の各10日（休業日の場合翌営業日）に決算を行ない、収益分配方針に基づいて収益の分配を行いません。

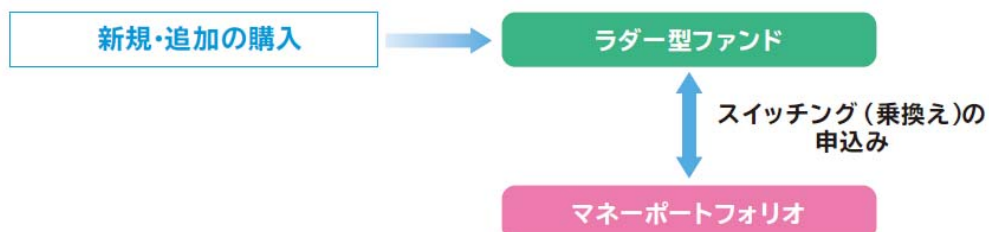
・第1計算期間は、平成28年5月10日（休業日の場合翌営業日）までとします。

【分配方針】

- ① 分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。
- ② 原則として、配当等収益等を中心に分配します。ただし、配当等収益等の額が少額の場合には、分配を行なわないことがあります。

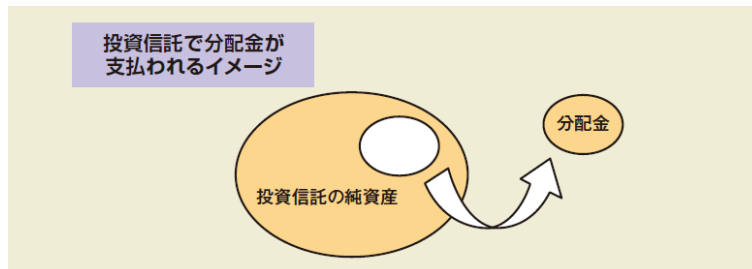
スイッチング(乗換え)について

- ◆<ラダー型ファンド>、<マネーポートフォリオ>の間でスイッチング(乗換え)を行なうことができます。
- ◆<マネーポートフォリオ>の購入は、スイッチング(乗換え)による場合のみとなります。



【収益分配金に関する留意事項】

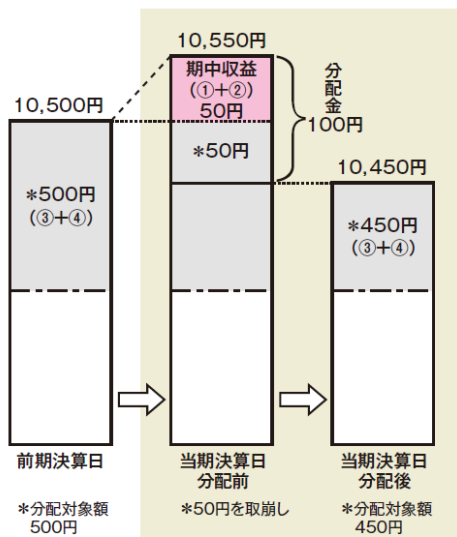
- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。



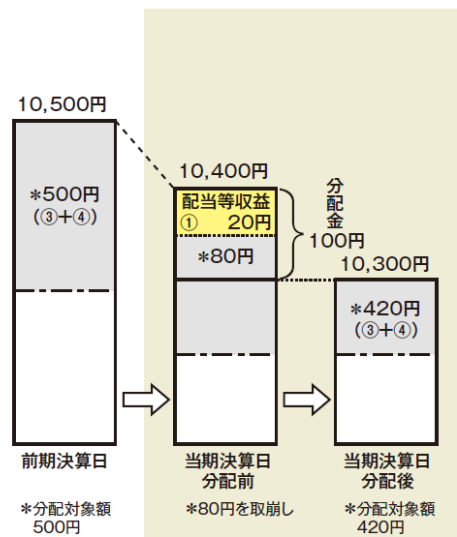
- 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

(計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合)

(前期決算日から基準価額が上昇した場合)



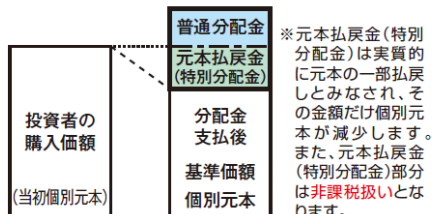
(前期決算日から基準価額が下落した場合)



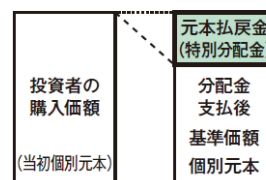
(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりがかさった場合も同様です。

(分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合)



(分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合)



普通分配金 … 個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。
元本払戻金(特別分配金) … 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。


※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご留意下さい。

3. 投資リスク

基準価額の変動要因

- 当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。
- 投資信託は預貯金とは異なります。

〈主な変動要因〉

 <p>公社債の 価格変動 (価格変動リスク・ 信用リスク)</p>	公社債の価格は、一般に金利が低下した場合には上昇し、金利が上昇した場合には下落します。また、公社債の価格は、発行体の信用状況によっても変動します。特に、発行体が債務不履行を発生させた場合、またはその可能性が予想される場合には、公社債の価格は下落します。組入公社債の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。
そ の 他	解約資金を手当てするため組入証券を売却する際、市場規模や市場動向によっては市場実勢を押下げ、当初期待される価格で売却できないこともあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。


4. ファンドの費用


投資者が直接的に負担する費用																				
	料率等	費用の内容																		
購入時手数料	販売会社が別に定める率 (上限) 0.54% (税抜0.5%)	購入時の商品説明または商品情報の提供、投資情報の提供、取引執行等の対価です。																		
信託財産留保額	ありません。	—																		
投資者が信託財産で間接的に負担する費用																				
	料率等	費用の内容																		
運用管理費用 (信託報酬)	「ラダー型ファンド」 年率 0.297% (税抜 0.275%)	運用管理費用の総額は、毎日、信託財産の純資産総額に対して左記の率を乗じて得た額とします。運用管理費用は、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。																		
	「マネーポートフォリオ」 各月ごとに決定するものとし、各月の1日から各月の翌月の1日の前日までの当該率は、各月の前月の最終5営業日における無担保コール翌日物レートの平均値に0.54 (税抜0.5) を乗じて得た率とします。ただし、当該率が年率0.972% (税抜0.90%) を超える場合には、年率0.972% (税抜0.90%) とします。																			
委託会社	配分については、 下記参照	ファンドの運用と調査、受託会社への運用指図、基準価額の計算、目論見書・運用報告書の作成等の対価です。																		
販売会社		運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価です。																		
受託会社		運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価です。																		
その他の費用・ 手数料	(注2)	「ラダー型ファンド」 <運用管理費用の配分> (税抜) (注1)																		
		「マネーポートフォリオ」 上記による総額を次の比率で配分します。																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">「ラダー型ファンド」</th> </tr> <tr> <th>委託会社</th> <th>販売会社</th> <th>受託会社</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>年率0.125%</td> <td>年率0.125%</td> <td>年率0.025%</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">「マネーポートフォリオ」</th> </tr> <tr> <th>委託会社</th> <th>販売会社</th> <th>受託会社</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>24.44%</td> <td>66.67%</td> <td>8.89%</td> </tr> </tbody> </table>			「ラダー型ファンド」			委託会社	販売会社	受託会社	年率0.125%	年率0.125%	年率0.025%	「マネーポートフォリオ」			委託会社	販売会社	受託会社	24.44%	66.67%	8.89%
「ラダー型ファンド」																				
委託会社	販売会社	受託会社																		
年率0.125%	年率0.125%	年率0.025%																		
「マネーポートフォリオ」																				
委託会社	販売会社	受託会社																		
24.44%	66.67%	8.89%																		
監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、資産を外国で保管する場合の費用等を信託財産でご負担いただきます。																				


(注1) 「運用管理費用の配分」には、別途消費税率を乗じた額がかかります。
 (注2) 「その他の費用・手数料」については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。
 ※購入時手数料について、くわしくは販売会社にお問い合わせ下さい。
 ※手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

5. ご参考

◆ 販売会社：大和証券

 購入時	購入単位	最低単位を1円単位または1口単位として販売会社が定める単位 なお、「マネーポートフォリオ」の購入は、スイッチング(乗換え)による場合のみとなります。
	購入価額	購入申込受付日の基準価額(1万口当たり)
	購入代金	販売会社が定める期日までにお支払い下さい。

 換金時	換金単位	最低単位を1口単位として販売会社が定める単位
	換金価額	換金申込受付日の基準価額(1万口当たり)
	換金代金	原則として換金申込受付日から起算して4営業日目からお支払いします。

 申込について	申込締切時間	午後2時まで(販売会社所定の事務手続きが完了したもの)
	購入の申込期間	平成28年2月23日から平成29年5月2日まで (終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。)
	設定日	平成28年2月23日
	換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行なうために大口の換金申込みには制限があります。
	購入・換金申込受付の中止および取消し	金融商品取引所等における取引の停止その他やむを得ない事情が発生した場合には、購入、換金の申込みの受け付けを中止すること、すでに受け付けた購入の申込みを取消すことがあります。
	スイッチング(乗換え)	「ラダー型ファンド」、「マネーポートフォリオ」の間でスイッチング(乗換え)を行なうことができます。

 その他	信託期間	平成28年2月23日から平成38年2月10日まで 受益者に有利であると認めるときは、受託会社と合意のうえ、信託期間を延長できます。
	繰上償還	「ラダー型ファンド」および「マネーポートフォリオ」： ●次のいずれかの場合には、委託会社は、事前に受益者の意向を確認し、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させること(繰上償還)ができます。 ・受益権の口数が30億口を下ることとなった場合 ・信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき ・やむを得ない事情が発生したとき 「マネーポートフォリオ」： ●「ラダー型ファンド」が繰上償還となる場合には、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、繰上償還させます。
	決算日	毎年2、5、8、11月の各10日(休業日の場合翌営業日) (注)第1計算期間は、平成28年5月10日(休業日の場合翌営業日)までとします。
	収益分配	年4回、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。 (注)当ファンドには、「分配金再投資コース」と「分配金支払いコース」があります。なお、お取扱い可能なコースおよびコース名については異なる場合がありますので、販売会社にお問合わせ下さい。
	信託金の限度額	各ファンドについて5,000億円
	公 告	電子公告の方法により行ない、ホームページ[http://www.daiwa-am.co.jp/]に掲載します。
	運用報告書	毎年2月および8月の計算期末に作成し、交付運用報告書をあらかじめお申出いただいたご住所にお届けします。また、電子交付を選択された場合には、所定の方法により交付します。
	課税関係	課税上は株式投資信託として取扱われます。配当控除、益金不算入制度の適用はありません。 ※平成28年1月1日現在のものであり、税法が改正された場合等には変更される場合があります。

◆ 受託会社：りそな銀行

6. その他

くわしくは、「有価証券届出書」をご覧ください。また、「投資信託説明書（交付目論見書）」公表後は当該交付目論見書も併せてご覧ください。

以上